

静医発第1474号
令和4年10月28日

郡市医師会長 様

一般社団法人静岡県医師会
会長 紀平 幸一

感染症サーベイランスシステムの更改に向けたアカウント登録について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、感染症サーベイランスシステムの更改に向けた事前準備につきましては、[令和4年8月31日付 静医発第1064号にて](#)貴職宛にご連絡したところです。

今般、標記の件につきまして、静岡県感染症対策担当部長より、別添のとおり、通知がありましたので、ご連絡申し上げます。

なお、本件につきまして、県では、次のとおり考えているとのことです。

- ・本件は、10月31日より運用開始の次期感染症サーベイランスシステムに関して、改めて感染症指定医療機関及び感染症発生動向調査定点報告業務委託医療機関に対し、発生届や定点報告についてオンライン入力への移行をお願いするもの。
- ・また、令和5年4月1日から、医療機関の発生届については、電磁的方法による届出が努力義務化（感染症指定医療機関は義務）されることから、可能な医療機関においては、オンライン入力への移行が求められることになる。
- ・但し、今回のシステムの切り替えにより、FAXによる届出が一切できなくなるわけではないため、オンライン入力への移行が難しい定点業務委託医療機関においては、引き続きFAXを活用し、定点業務へのご協力をお願いしたい。

つきましては、本件について貴会会員にご周知いただくとともに、引き続き定点業務が円滑に行われますようご高配を賜りたくお願い申し上げます。

おって、本件につきましては、県から感染症指定医療機関及び感染症発生動向調査定点報告業務委託医療機関に対し、直接通知されておりますことを申し添えます。



感 対 号 外
令和 4 年 10 月 19 日

一般社団法人静岡県医師会会長 様

静岡県感染症対策担当部長

感染症サーベイランスシステムの更改に向けたアカウント登録について

日頃から、本県の感染症対策につきまして、御理解・御協力いただき深く感謝申し上げます。

感染症サーベイランスシステム（NESID）については、厚生労働省において、次期感染症サーベイランスシステムへの更改手続が行われているところです。

今般、10月31日からの次期システムへの更改に向けて、改めてアカウント登録について周知するため、別添のとおり関係機関へ周知しましたので御承知おきください。

担 当 健康福祉部感染症対策局
感染症対策課感染症対策班
電話番号 054-221-2986

感 対 号 外
令和 4 年 10 月 19 日

各感染症発生動向調査定点業務委託医療機関設置者 様

静岡県感染症対策担当部長

感染症サーベイランスシステムの更改に向けたアカウント登録について

日頃から、本県の感染症対策につきまして、御理解・御協力いただき深く感謝申し上げます。

感染症サーベイランスシステム（NESID）については、既に御承知のとおり、厚生労働省において、現行システムの契約満了に伴い、次期感染症サーベイランスシステム（以下、「次期システム」という。）への更改作業が進められ、**令和 4 年 10 月 31 日から、次期システムに切り替わります。**

この次期システムは、これまでもお知らせしたとおり、感染症の発生届について、医療機関によるオンライン入力を基本としております。

また、現在、国会において審議中の感染症法改正案では、令和 5 年 4 月 1 日からは、定点業務委託医療機関を含む全ての「医療機関による発生届について電磁的方法による届出を努力義務化（感染症指定医療機関は義務）」されることが提案されております。

今回の次期システムへの切り替えにより、FAXによる届出が一切できなくなるわけではありませんが、可能な医療機関におかれましては、発生届や定点報告について、オンライン入力へ移行いただきますようお願いいたします。

つきましては、**アカウント登録がお済みでない医療機関におかれましては、下記により、アカウント登録の申請をお願いします。**

記

1 医療機関等のアカウント登録について

- 次期システムの利用に当たり、事前のアカウント登録が必要となりますので、別紙「システム利用申請様式」に必要事項を御記入の上、下記あて御提出ください。登録申請をいただきましたら、アカウントを順次、発行します。

○提出先 静岡県健康福祉部感染症対策局感染症対策課

Email : kansentaisaku@pref.shizuoka.lg.jp

○登録申請時の留意事項

(1) 全数報告用のアカウントと定点報告用のアカウントは別々に登録していただく必要があります(1つのアカウントで全数報告及び定点報告の両方の業務を行うことはできません)。

・所属機関分類コード「09(医療機関)」→全数報告用

・所属機関分類コード「16(医療機関管理者)」→定点報告用

(2) アカウントは「利用者ごと」の登録となるため、利用者名欄には医療機関名ではなく、利用者氏名を御入力ください。

2 操作マニュアル・研修動画について

○アカウント発行時に御案内するデモ環境にログインしていただき、システム内の「お知らせ」を御確認ください。操作マニュアル及び研修動画について、御覧いただけます。

3 県ホームページでの情報公開について

○下記のとおり医療機関向けのホームページを作成しました。システム利用申請における様式や、申請に必要な医療機関コードの案内等を掲載しておりますので、御確認ください。

<http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-420a/kansensyosabei.html>

担 当 健康福祉部感染症対策局
感染症対策課感染症対策班

電話番号 054-221-2986

F A X 054-221-3716

メー ル kansentaisaku@pref.shizuoka.lg.jp

感 対 号 外
令和 4 年 10 月 19 日

各感染症指定医療機関設置者 様

静岡県感染症対策担当部長

感染症サーベイランスシステムの更改に向けたアカウント登録について

日頃から、本県の感染症対策につきまして、御理解・御協力いただき深く感謝申し上げます。

感染症サーベイランスシステム（NESID）については、既に御承知のとおり、厚生労働省において、現行システムの契約満了に伴い、次期感染症サーベイランスシステム（以下、「次期システム」という。）への更改作業が進められ、**令和 4 年 10 月 31 日から、次期システムに切り替わります。**

この次期システムは、これまでもお知らせしたとおり、感染症の発生届について、医療機関によるオンライン入力を基本としております。

また、現在、国会において審議中の感染症法改正案では、令和 5 年 4 月 1 日からは、定点業務委託医療機関を含む全ての「医療機関による発生届について電磁的方法による届出を努力義務化（感染症指定医療機関は義務）」されることが提案されております。

今回の次期システムへの切り替えにより、FAXによる届出が一切できなくなるわけではありませんが、可能な医療機関におかれましては、発生届や定点報告について、オンライン入力へ移行いただきますようお願いいたします。

つきましては、**アカウント登録がお済みでない医療機関におかれましては、下記により、アカウント登録の申請をお願いします。**

記

1 医療機関等のアカウント登録について

- 次期システムの利用に当たり、事前のアカウント登録が必要となりますので、別紙「システム利用申請様式」に必要事項を御記入の上、下記あて御提出ください。登録申請をいただきましたら、アカウントを順次、発行します。

○提出先 静岡県健康福祉部感染症対策局感染症対策課

Email : kansentaisaku@pref.shizuoka.lg.jp

○登録申請時の留意事項

(1) 全数報告用のアカウントと定点報告用のアカウントは別々に登録していただく必要があります(1つのアカウントで全数報告及び定点報告の両方の業務を行うことはできません)。

・所属機関分類コード「09(医療機関)」→全数報告用

・所属機関分類コード「16(医療機関管理者)」→定点報告用

(2) アカウントは「利用者ごと」の登録となるため、利用者名欄には医療機関名ではなく、利用者氏名を御入力ください。

2 操作マニュアル・研修動画について

○アカウント発行時に御案内するデモ環境にログインしていただき、システム内の「お知らせ」を御確認ください。操作マニュアル及び研修動画について、御覧いただけます。

3 県ホームページでの情報公開について

○下記のとおり医療機関向けのホームページを作成しました。システム利用申請における様式や、申請に必要な医療機関コードの案内等を掲載しておりますので、御確認ください。

<http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-420a/kansensyosabei.html>

担 当 健康福祉部感染症対策局
感染症対策課感染症対策班

電話番号 054-221-2986

F A X 054-221-3716

メー ル kansentaisaku@pref.shizuoka.lg.jp

4 都道府県連携協議会において協議が調った事項については、その構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

5 前各項に規定するもののほか、都道府県連携協議会に關し必要な事項は、都道府県連携協議会が定める。

(医師の届出)

第十二条 医師は、次に掲げる者を診断したときは、厚生労働省令で定める場合を除き、第一号に掲げる者については直ちにその者の氏名、年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を、第二号に掲げる者については七日以内にその者の年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事（保健所設置市等）に届出なければならない。以下この章（次項及び第三項、次条第三項及び第四項、第十四条第一項及び第六項、第十四条の二第一項及び第七項、第十五条第十三項並びに第十六条第二項及び第三項を除く。）において同じ。）に届け出なければならない。

一・二 (略)

2 前項の規定による届出を受けた都道府県知事は、同項第一号に掲げる者に係るものについては直ちに、同項第二号に掲げる者に係るものについては厚生労働省令で定める期間内に、当該届出の内容を、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものをいう。第十五条第十三項及び第十四項、第四十四条の三の二第四項並びに第五十条の三第四項を除き、以下同じ。）により厚生労働大臣に報告しなければならない。

3 都道府県知事は、次の各号に掲げる者について第一項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を、電磁的方法により当該各号に定める者に通報しなければならない。

(医師の届出)

第十二条 医師は、次に掲げる者を診断したときは、厚生労働省令で定める場合を除き、第一号に掲げる者については直ちにその者の氏名、年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を、第二号に掲げる者については七日以内にその者の年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区（以下「保健所設置市等」という。））に届出なければならない。以下この章（次項及び第三項、次条第三項及び第四項、第十四条第一項及び第六項、第十四条の二第一項及び第八項、第十五条第十三項並びに第十六条第二項及び第三項を除く。）において同じ。）に届け出なければならない。

一・二 (略)

2 前項の規定による届出を受けた都道府県知事は、同項第一号に掲げる者に係るものについては直ちに、同項第二号に掲げる者に係るものについては厚生労働省令で定める期間内に当該届出の内容を厚生労働大臣に報告しなければならない。

3 都道府県知事は、次の各号に掲げる者について第一項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を、当該各号に定める者に通報しなければならない。

一・二 (略)

4 (略)

5 第一項の規定による届出をすべき医師(厚生労働省令で定める感染症指定医療機関の医師に限る。)は、電磁的方法であつて、当該届出の内容を第二項又は第三項(これらの規定を前項において準用する場合を含む。)の規定による報告又は通報(以下この条において「報告等」という。)をすべき者及び当該報告等を受けるべき者が閲覧することができるものにより当該届出を行わなければならない。

6 第一項の規定による届出をすべき医師(前項の厚生労働省令で定める感染症指定医療機関の医師を除く。)は、電磁的方法であつて、当該届出の内容を報告等すべき者及び当該報告等を受けなければならない。

7 第一項の規定による届出が前二項に規定する方法により行われたときは、報告等をすべき者は、当該報告等を行ったものとみなす。

8 (略)

9 第二項から第七項までの規定は、前項の規定による届出について準用する。この場合において、第二項中「同項第一号に掲げる者に係るものについては直ちに、同項第二号に掲げる者に係るものについては厚生労働省令で定める期間内」とあるのは、「厚生労働省令で定める期間内」と読み替えるものとする。

10 第一項から第七項までの規定は、医師が第一項各号に規定する感染症により死亡した者(当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。)の死体を検案した場合について準用する。

一・二 (略)

4 (略)

5 第一項又は第二項若しくは第三項(これらの規定を前項において準用する場合を含む。)の場合において、これらの規定による届出、報告又は通報(以下この項において「届出等」という。)をすべき者が、当該届出等に代えて、厚生労働省令で定めるところにより、自ら及び当該届出等を受けなければならない者(第一項の場合にあつては、最寄りの保健所長を含む。)が電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)を利用して同一の情報閲覧することができる状態に置く措置を講じたときは、当該届出等をしたものとみなす。

(新設)

(新設)

6 (略)

7 第二項から第五項までの規定は、前項の規定による届出について準用する。この場合において、第二項中「同項第一号に掲げる者に係るものについては直ちに、同項第二号に掲げる者に係るものについては厚生労働省令で定める期間内」とあるのは、「厚生労働省令で定める期間内」と読み替えるものとする。

8 第一項から第五項までの規定は、医師が第一項各号に規定する感染症により死亡した者(当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。)の死体を検案した場合について準用する。

(獣医師の届出)

第十三条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定による届出を受けた都道府県知事は、直ちに、当該届出の内容を、電磁的方法により厚生労働大臣に報告しなければならない。

4 都道府県知事は、次の各号に掲げる動物について第一項又は第二項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を、電磁的方法により当該各号に定める者に通報しなければならない。

一・二 (略)

5 (略)

6 前条第六項の規定は第一項の規定による届出をすべき獣医師について、同条第七項の規定は第三項又は第四項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）の規定による報告又は通報をすべき者について、それぞれ準用する。この場合において、同条第六項中「内容を報告等」とあるのは「内容を次条第三項又は第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による報告又は通報（以下この条において「報告等」という。）」と、同条第七項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と、「前二項」とあるのは「同条第六項において読み替えて準用する前項」と読み替えるものとする。

7 (略)

(感染症の発生の状況及び動向の把握)

第十四条 (略)

2 (略)

3 前項の規定による届出を受けた都道府県知事は、厚生労働省令

(獣医師の届出)

第十三条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定による届出を受けた都道府県知事は、直ちに、当該届出の内容を厚生労働大臣に報告しなければならない。

4 都道府県知事は、次の各号に掲げる動物について第一項又は第二項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を、当該各号に定める者に通報しなければならない。

一・二 (略)

5 (略)

6 前条第五項の規定は、第一項並びに第三項及び第四項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）の場合について準用する。

7 (略)

(感染症の発生の状況及び動向の把握)

第十四条 (略)

2 (略)

3 前項の規定による届出を受けた都道府県知事は、厚生労働省令

で定めるところにより、当該届出の内容を、電磁的方法により厚生労働大臣に報告しなければならない。

4 第十二条第五項及び第六項の規定は第二項の規定による届出について、同条第七項の規定は前項の規定による報告について、それぞれ準用する。この場合において、同条第五項及び第六項中「すべき医師」とあるのは「すべき指定届出機関の管理者」と、同条第五項中「第二項又は第三項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）の規定による報告又は通報（以下この条において「報告等」とあるのは「第十四条第三項の規定による報告（以下この条において単に「報告」と、「当該報告等」とあるのは「当該報告」と、同条第六項及び第七項中「報告等」とあるのは「報告」と、同項中「第一項」とあるのは「第十四条第二項」と読み替えるものとする。

5 9 (略)

10 第十二条第五項及び第六項の規定は第八項の規定による届出について、同条第七項の規定は前項において準用する第三項の規定による報告について、それぞれ準用する。この場合において、同条第五項及び第六項中「すべき医師」とあるのは「すべき指定届出機関以外の病院又は診療所の医師」と、同条第五項中「第二項又は第三項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）の規定による報告又は通報（以下この条において「報告等」とあるのは「第十四条第九項において準用する同条第三項の規定による報告（以下この条において単に「報告」と、「当該報告等」とあるのは「当該報告」と、同条第六項及び第七項中「報告等」とあるのは「報告」と、同項中「第一項」とあるのは「第十四条第八項」と読み替えるものとする。

第十四条の二 (略)

で定めるところにより、当該届出の内容を厚生労働大臣に報告しなければならない。

4 第十二条第五項の規定は、前二項の場合について準用する。この場合において、同条第五項中「報告又は通報」とあるのは「又は報告」と、「者（第一項の場合にあつては、最寄りの保健所長を含む。）」とあるのは「者」と読み替えるものとする。

5 9 (略)

10 第十二条第五項の規定は、第八項及び前項において準用する第三項の場合について準用する。この場合において、同条第五項中「報告又は通報」とあるのは「又は報告」と、「者（第一項の場合にあつては、最寄りの保健所長を含む。）」とあるのは「者」と読み替えるものとする。

第十四条の二 (略)

感染症対策の全国的な情報基盤の強化

<現状と課題>

現行、感染症の患者情報については、感染症法に基づき、医師から自治体への届出義務、自治体から国への報告義務が課されており、新型コロナウイルスはHER-SYS、それ以外の感染症は感染症サーベイランスシステムにより情報管理している。

【課題①】 感染症の患者情報について、医師から自治体への届出に当たり、電磁的方法による入力を可能にしているものの、依然としてFAXによる届出が一定程度あるため、自治体の業務負担となり、患者情報の迅速な収集に支障をきたしている。

【課題②】 発生届は、医師の診断時に届出義務が生じることとなっているため、診断後の経過について届出義務はない。その結果、システムに集積される患者情報は、外来医療機関からの陽性判明時点の情報を中心となっており、感染症の重症度などの情報が集積されていない。

<改正案>

国民の生命・健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症（新型インフルエンザ等感染症等）を中心に、以下の措置を講じる。

- ① **医療機関による発生届について電磁的方法による届出を努力義務化**（一部の感染症指定医療機関は義務）することにより、情報集約機能の強化（自治体等の業務負担軽減、患者情報の迅速な収集）を図る。（※）併せて、自治体から国への**電磁的方法による報告等**を義務化。
- ② **感染症指定医療機関に対し入院患者の状況に係る届出を義務とする**ことにより、感染症患者の経時的な情報収集を可能とする。
※ あわせて、国からの要請があった場合に、感染症指定医療機関に対し患者の検体の提出を義務とし、感染症の性質を迅速に把握・分析する。
- ③ **感染症サーベイランスシステム等のデータを匿名化した上で、NDB等との連携を可能**とする。
⇒ 感染症の重症度に関する調査・分析やワクチン有効性等に関する調査・分析が可能となり、適切な医療の提供に資する。

